

○支部事務長から補償課長に照会すべき事項の指定について

平成 21 年 6 月 1 日地基補第 162 号

各支部事務長あて 補償課長

第 1 次改正 平成 22 年 3 月 19 日地基補第 75 号

標記については、平成 21 年 6 月 1 日以降、下記の事案に関して、支部長においてその決定をされる前に、当該決定案に一件資料を付し、補償課長に照会していただくこととしたので、通知します。

なお、「支部事務長から補償課長に照会すべき事項について」（平成 17 年 6 月 1 日地基補第 166 号）は、廃止するのでご了知ください。

記

- (1) 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第 46 条若しくは法附則第 7 条第 2 項又は地方公務員災害補償法施行令（以下「令」という。）第 10 条若しくは令附則第 2 条の 3 の規定による金額に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の支給の決定を行う場合における当該災害の、法第 46 条又は令第 10 条に規定する要件に該当するものであるかどうかの認定事案（法第 46 条又は令第 10 条に規定する要件に該当しないことが明らかなものを除く。）（第 1 次改正・一部）
- (2) 傷病等級決定事案（傷病補償年金の支給開始後に、障害の程度の変更により、新たに他の傷病等級に該当することとなる場合を含む。）
ただし、次のような障害のそれぞれについての傷病等級の決定を除く。
 - ア 失明しているもの又は視力の程度が明らかなもの
 - イ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、自用をまったく弁ずることができないもの
 - ウ 上肢又は下肢に欠損障害のみを残すもの
 - エ 手指又は足指に欠損障害のみを残すもの
- (3) 障害等級（第 1 級から第 7 級）決定事案（障害補償年金の支給開始後に、障害の程度の変更により、新たに他の障害等級（第 1 級から第 7 級のものに限る。）に該当することとなる場合を含む。）
ただし、次のような障害のそれぞれについての障害等級の決定を除く。
 - ア 失明しているもの又は視力の程度が明らかなもの
 - イ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、自用をまったく弁ずることができないもの
 - ウ 上肢又は下肢に欠損障害のみを残すもの
 - エ 手指又は足指に欠損障害のみを残すもの
- (4) 「障害等級の決定について」（昭和 51 年 10 月 29 日地基補第 599 号。以下「決定

基準」という。)の第2のV(神経系統の機能又は精神の障害)により決定される障害等級が第8級から第14級の障害等級決定事案(障害補償年金の支給開始後に、障害の程度の変更により、新たに他の障害等級(第8級から第14級のものに限る。)に該当することとなる場合を含む。)

ただし、決定基準の第2のVの2の(7)のウの「受傷部位の疼痛」で、当該疼痛の原因が神経損傷等明らかな場合の障害等級の決定を除く。

- (5) 「放射線障害の公務災害の認定について」(昭和57年11月26日地基補第328号)の記の1の各号に掲げる疾病で、当該各号に定める要件の一部を満たさない認定事案
- (6) 職業性難聴事案、振動障害事案等の職業病の認定事案
- (7) 頸肩腕症候群の認定事案(手根管症候群の認定事案を含む。)
- (8) いわゆる「指曲がり症」の認定事案及び障害等級決定事案
- (9) 脳脊髄液減少症、低髄液圧症候群事案の認定事案
- (10) 化学物質過敏症、シックハウス症候群の認定事案
- (11) その取扱いが困難であると事務長の認めた公務災害の認定、通勤災害の認定、障害等級の決定、休業補償等の制限等の事案

(参考)

1. 理事長に協議すべき事案

- (1) 「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」（平成 13 年 12 月 12 日地基補第 239 号）の記の第 3 の 2 において理事長協議が定められている心・血管疾患及び脳血管疾患事案
- (2) 「精神疾患等の公務災害の認定について」（平成 24 年 3 月 16 日地基補第 61 号）の記の第 7 において理事長協議が定められている精神疾患事案及び精神疾患に起因する自殺事案
- (3) 「石綿による疾病の公務災害の認定について」（平成 21 年 6 月 1 日地基補第 161 号）により理事長協議が定められている石綿による疾病事案

2. 補償課長に照会すべき事案

- (1) 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第 46 条若しくは法附則第 7 条第 2 項又は地方公務員災害補償法施行令（以下「令」という。）第 10 条若しくは令附則第 2 条の 3 の規定による金額に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の支給の決定を行う場合における当該災害の、法第 46 条又は令第 10 条に規定する要件に該当するものであるかどうかの認定事案（法第 46 条又は令第 10 条に規定する要件に該当しないことが明らかなものを除く。）（第 1 次改正・一部）
- (2) 傷病等級決定事案（傷病補償年金の支給開始後に、障害の程度の変更により、新たに他の傷病等級に該当することとなる場合を含む。）

ただし、次のような障害のそれぞれについての傷病等級の決定を除く。

 - ア 失明しているもの又は視力の程度が明らかなもの
 - イ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、自用をまったく弁ずることができないもの
 - ウ 上肢又は下肢に欠損障害のみを残すもの
 - エ 手指又は足指に欠損障害のみを残すもの
- (3) 障害等級（第 1 級から第 7 級）決定事案（障害補償年金の支給開始後に、障害の程度の変更により、新たに他の障害等級（第 1 級から第 7 級のものに限る。）に該当することとなる場合を含む。）

ただし、次のような障害のそれぞれについての障害等級の決定を除く。

ア 失明しているもの又は視力の程度が明らかなもの

イ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、自用をまったく弁ずることができないもの

ウ 上肢又は下肢に欠損障害のみを残すもの

エ 手指又は足指に欠損障害のみを残すもの

- (4) 「障害等級の決定について」（昭和 51 年 10 月 29 日地基補第 599 号。以下「決定基準」という。）の第 2 の V（神経系統の機能又は精神の障害）により決定される障害等級が第 8 級から第 14 級の障害等級決定事案（障害補償年金の支給開始後に、障害の程度の変更により、新たに他の障害等級（第 8 級から第 14 級のものに限る。）に該当することとなる場合を含む。）

ただし、決定基準の第 2 の V の 2 の (7) のウの「受傷部位の疼痛」で、当該疼痛の原因が神経損傷等明らかな場合の障害等級の決定を除く。

- (5) 「放射線障害の公務災害の認定について」（昭和 57 年 11 月 26 日地基補第 328 号）の記の 1 の各号に掲げる疾病で、当該各号に定める要件の一部を満たさない事案

(6) 職業性難聴事案、振動障害事案等の職業病事案

(7) 頸肩腕症候群事案（手根管症候群事案を含む。）

(8) いわゆる「指曲がり症」事案

(9) 脳脊髄液減少症、低髄液圧症候群事案

(10) 化学物質過敏症、シックハウス症候群事案

(11) その取扱いが困難であると事務長の認めた公務災害の認定、通勤災害の認定、障害等級の決定、休業補償等の制限等の事案